

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第12号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(納期前の納付) 第12条 <省略> <u>(延滞金の減免)</u>	(納期前の納付) 第12条 <省略>
<u>第13条 条例第19条第2項に規定するやむを得ない理由とは、延滞金を納付すべき者が、第10条第1項各号のいずれかに該当するときとする。</u>	
<u>2 条例第19条第2項の規定による延滞金の減免を受けようとする者は、保険料延滞金減免申請書に減免を受けようとする理由を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u>	
<u>3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、延滞金の減免の承認又は不承認を決定するものとする。</u>	
<u>4 市長は、条例第20条第1項の規定により保険料の徴収猶予をした場合には、その猶予をした保険料に係る延滞金額のうち、その猶予をした期間に対応する部分の金額は、免除する。た</u>	

だし、第14条の規定による取消の原因となるべき事実が生じた場合には、その事実の生じた日以後の期間に対応する部分の金額については免除しない。

(保険料の徴収猶予の取消)

第14条 条例第20条の規定により、保険料の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、市長は、その徴収猶予を変更し、又は取り消し、その徴収猶予に係る保険料の全部又は一部を、一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予を行う必要がなくなったとき。

(2) 偽りの申請その他不正な行為により保険料の徴収猶予を受けたと認められるとき。

(保険料の減免)

第15条 <省略>

(過誤納金)

第16条 <省略>

(様式)

第17条 <省略>

(保険料の減免)

第12条の2 <省略>

(過誤納金)

第13条 <省略>

(様式)

第14条 <省略>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。